

[改正後]

令和3年6月1日施行

## 掛川市新たなビジネススタイル応援事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

市長は、新しい生活様式と働き方改革の定着を図るため、新たなビジネススタイル応援事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「新たなビジネススタイル応援事業」とは、別表事業の区分欄に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「空き家」とは、市内に所在する建築物その他の工作物で常時無人の状態にあるものをいう。
- (3) この要綱において「空き店舗」とは、市内において過去に営業活動又は事務所の事業の用に供していた施設であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 店舗部分面積が500平方メートル以上の店舗
  - イ 店舗住宅（住宅部分及び店舗部分が階層又は通用口により明確に分離されたものを除く。）
- (4) この要綱において「サテライトオフィス等」とは、掛川市サテライトオフィス等開設支援補助事業交付要領第2条第2項第3号のサテライトオフィス等をいう。
- (5) この要綱において「中心市街地等」とは、掛川市中心市街地等創業支援補助事業交付要領第2条の中心市街地等をいう。
- (6) この要綱において「小規模企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者であって、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、5人）以下のもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (7) この要綱において「小売業等」とは、掛川市中心市街地等創業支援補助事業交付要領別表1に掲げる職種をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収支があった場合には、その収支の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第2号）
- イ 変更事業計画書
- ウ 変更収支予算書

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第3号）

イ 事業実績書

ウ 収支決算書

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象				補助率（額）
事業の区分	事業の内容	対象者	対象経費	
中心市街地等の事業進出支援事業	中心市街地等において、空き家又は空き店舗をサテライトオフィス等に変更するための改修を行う事業	市内の空き家又は空き店舗の所有者で、当該空き家又は空き店舗の改修を行い、サテライトオフィス等として使用し、又は賃貸するもの	インターネット環境整備費、電話回線・電気配線工事費、照明・空調・セキュリティ関連機器等の整備費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
	中心市街地等において、空き家又は空き店舗を小売業等の店舗に変更するための改修を行う事業	小売業等を新たに開業する者（1日のうち午前10時から午後7時までの間で4時間以上、かつ、1週間のうち5日以上営業活動を行う者に限る。）	内装工事費、外装工事費、設備工事費、建物付帯設備工事費	対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。
新たなビジネススタイル整備支援事業	市内において、新たなビジネスを開業するために必要なデジタル機器等の整備を行う事業	現に市内において事業を営んでおり、今後3年以上市内において事業を継続する予定の小規模企業者	インターネット環境整備費、テレワーク等の導入経費、動画作成等の情報発信費、セルフレジ又はキャッシュレス対応機器の導入経費その他これらに類する経費として市長が認める経費	対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

新たなビジネススタイル応援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

年度において新たなビジネススタイル応援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付の申請額 円
- 2 事業計画書（又は融資計画書） 別紙のとおり
- 3 収支予算書（又は収支の計画書） 別紙のとおり
- 4 添付書類等 別紙のとおり
- 5 その他

新たなビジネススタイル応援事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた新たなビジネススタイル応援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更事業計画書 別紙のとおり
- 4 変更収支予算書 別紙のとおり
- 5 その他

完 了 報 告 書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

報告者 名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた新たなビジネススタイル応援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 5 交付決定を受けた額 円
- 6 その他

---

上記報告事項について審査しました。

年 月 日

審査（検査）担当者 氏 名 ⑩

審査結果の意見

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた新たなビジネススタイル応援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

請求者 名 称

代表者

役職名

担当者 氏 名

電 話

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人